

沼津市

津波災害警戒区域の指定に関する説明会

説明資料

令和4年10月27日

**静岡県交通基盤部河川企画課
沼津市危機管理課**

本日の説明内容

(1) 津波災害警戒区域の指定について	2
①東日本大震災の教訓を踏まえた津波防災地域づくり	3
②津波災害警戒区域の指定	11
③区域指定（案）等の確認方法	28
(2) 県・市による津波防災地域づくりの取組について	35
①県の取組	36
②沼津市の取組	46

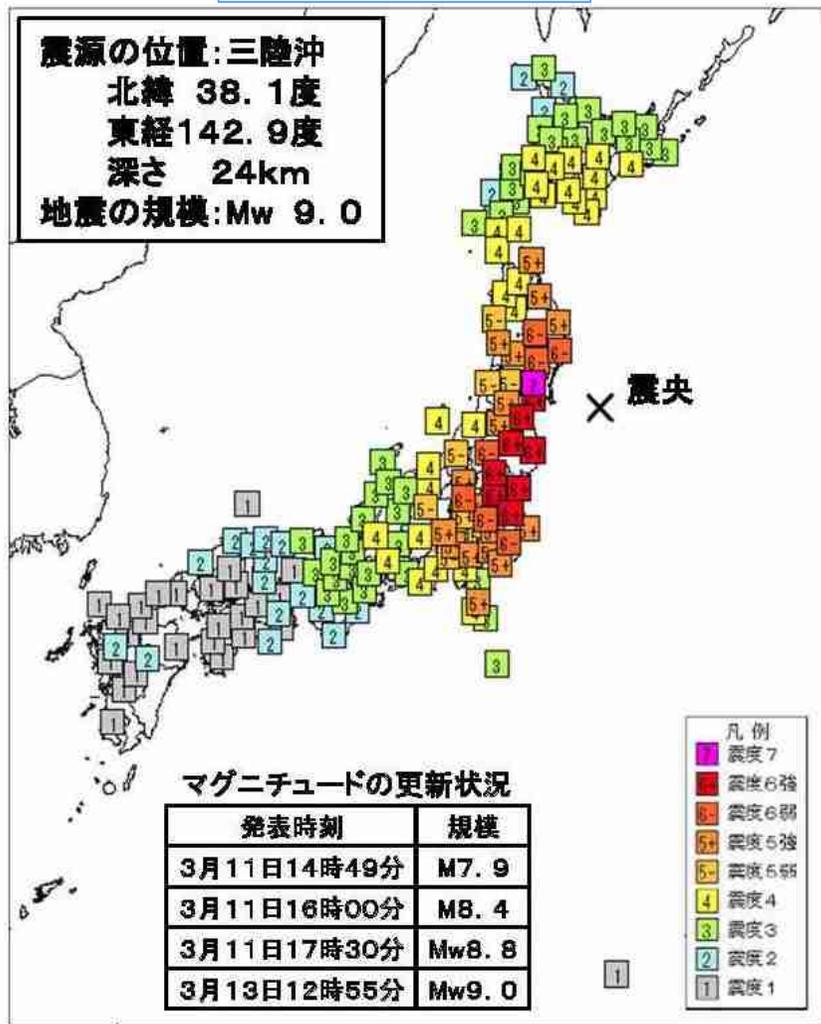
(1) 津波災害警戒区域の指定について

①東日本大震災の教訓を踏まえた津波防災地域づくり

東日本大震災の教訓①

日本周辺における観測史上最大のMw 9.0の地震とこの地震により発生した巨大な津波により、13都道府県にわたる広域に甚大な被害が発生しました。

観測された震度



人的被害

死者:19,759名、行方不明者:2,553名

建物被害

全壊建物:122,006棟、半壊建物:283,160棟

(令和4年3月1日時点)

都道府県別内訳 (死者、行方不明者、全壊建物)

都道府県	死者(名)	行方不明者(名)	全壊建物(棟)
北海道	1	0	0
青森県	3	1	308
岩手県	5,145	1,110	19,508
宮城県	10,568	1,215	83,005
山形県	3	0	0
福島県	3,931	224	15,435
東京都	8	0	20
茨城県	66	1	2,638
栃木県	4	0	261
群馬県	1	0	0
埼玉県	1	0	24
千葉県	22	2	807
神奈川県	6	0	0
合計	19,759	2,553	122,006

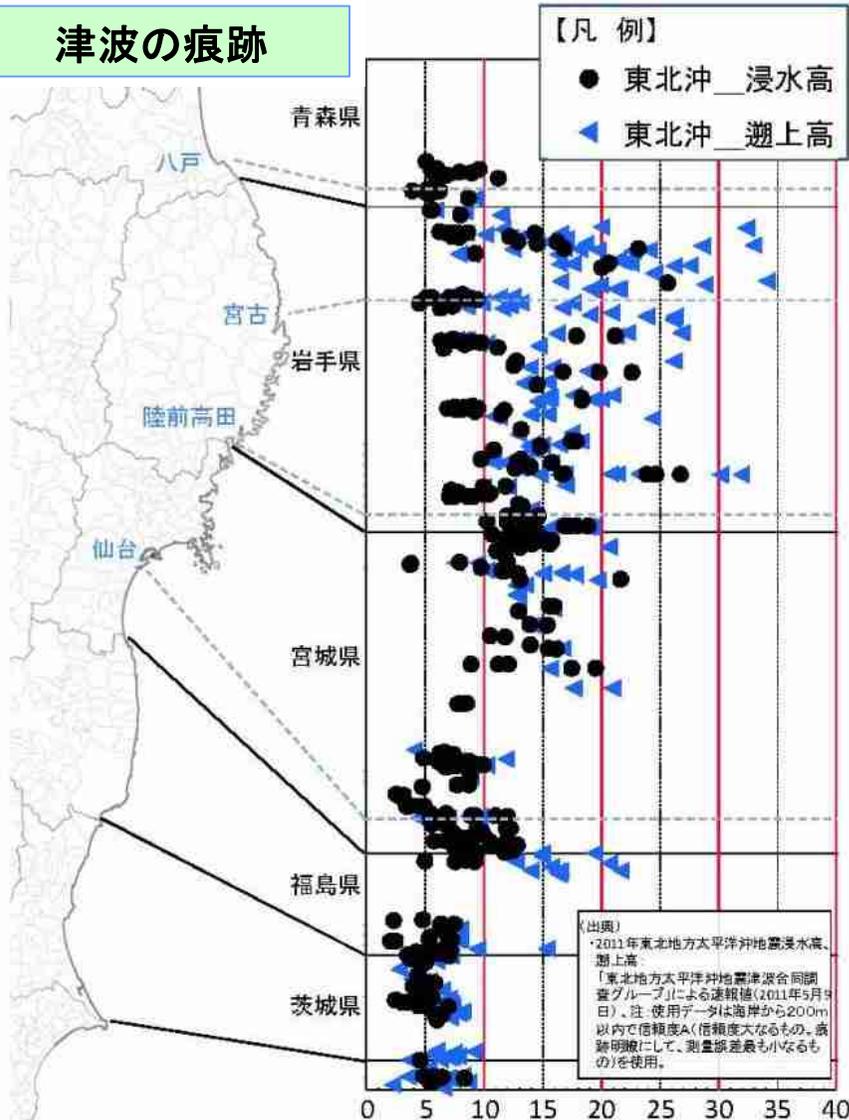
出典:平成23年(2011年)東北地方太平洋沖地震(東日本大震災)について(第162報)(令和4年3月8日)

消防庁災害対策本部

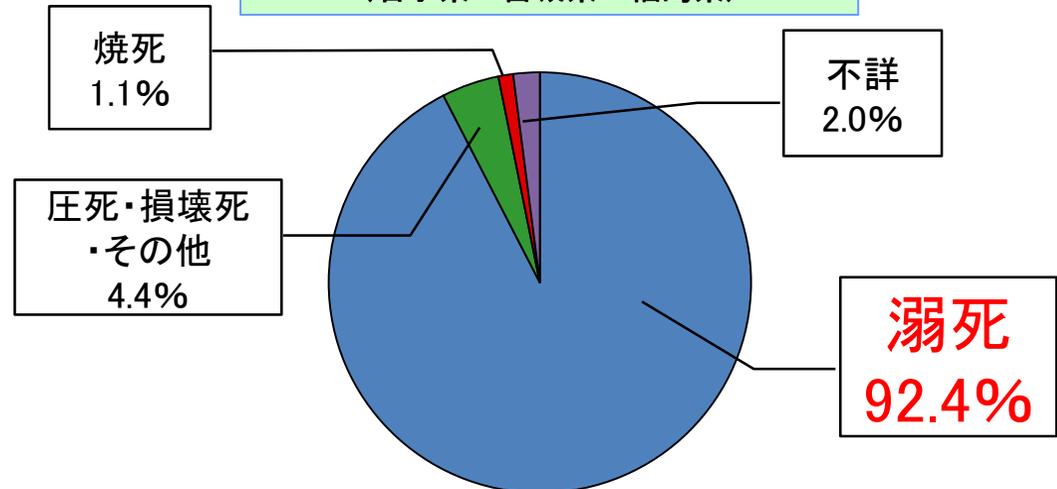
東日本大震災の教訓②

特に津波による被害は甚大で、場所によっては30mを超える遡上高や25mを超える浸水高を記録し、この震災の犠牲者のほとんどが津波に巻き込まれたことによる溺死でした。

津波の痕跡



東日本大震災における死因 (岩手県・宮城県・福島県)



出典: 警察庁資料より内閣府作成(平成23年4月11日現在)

今後の津波防災・減災についての考え方

社会資本整備審議会・交通政策審議会計画部会緊急提言（平成23年7月6日）概要

今後の津波防災・減災についての考え方

基本姿勢

- 今回のような大規模な災害を想定し、「なんとしても人命を守る」という考え方により、ハード、ソフト施策を総動員して「減災」を目指す。
- また、「災害に上限はない」ことを今回の教訓とし、日常の対策を持続させる。

新しい発想による防災・減災対策

- 防波堤・防潮堤による「一線防御」からハード・ソフト施策の総動員による「多重防御」への転換。
- 平地を利用したまちづくりを求める意見も多い。土地利用規制について、一律的な規制でなく、立地場所の安全度等を踏まえ、地域の多様な実態・ニーズや施設整備の進ちょく状況等を反映させた柔軟な制度を構築。

(参考：施策のイメージ)

- ・ 防波堤・防潮堤等の復旧・整備
- ・ 市街地の整備・集団移転
- ・ 土地利用・建築規制
[海岸部において避難ビルの整備、居室の高層化 等]

・ ハザードマップの作成



・ 避難路・避難場所の確保



避難路



避難タワー

平成23年12月 「津波防災地域づくりに関する法律」の制定

津波防災地域づくりに関する法律

【基本理念】最大クラスの津波が発生した場合でも『なんとしても人命を守る』
ハード・ソフトの施策を総動員させる「多重防御」の発想によって津波防災地域づくりを推進

基本指針（国土交通省）平成23年12月27日

津波浸水想定

都道府県知事が、基本指針に基づき、津波浸水想定を設定し、公表する

津波災害警戒区域 津波災害特別警戒区域

都道府県知事は、警戒避難体制を特に整備すべき土地の区域を津波災害警戒区域として、または開発行為及び建築を制限すべき土地の区域を津波災害特別警戒区域として指定することができる

推進計画

市町村は、基本指針に基づき、かつ、津波浸水想定を踏まえ、津波防災地域づくりを総合的に推進するための計画（推進計画）を作成することができる

津波防護施設

都道府県知事又は市町村長は、推進計画の区域内において、盛土構造物、閘門等の津波防護施設の新設、改良その他の管理を行う

推進計画区域内における特例

- 津波防災住宅等建設区制度の創設
- 津波避難建築物の容積率規制の緩和
- 都道府県による集団移転促進事業計画の作成

津波浸水想定の設定①

津波浸水想定とは

最大クラスの津波があった場合に想定される**浸水の区域及び水深**を**都道府県知事が設定し、公表するもの**

本県では

平成25年6月 静岡県第4次地震被害想定（第一次報告）の公表

↳ **平成25年11月 津波浸水想定の設定（駿河・南海トラフ沿い）※1**

平成27年1月 静岡県第4次地震被害想定（追加資料）の公表

↳ **平成27年8月 津波浸水想定の設定（相模トラフ沿い）※2**

※1：湖西市～東伊豆町

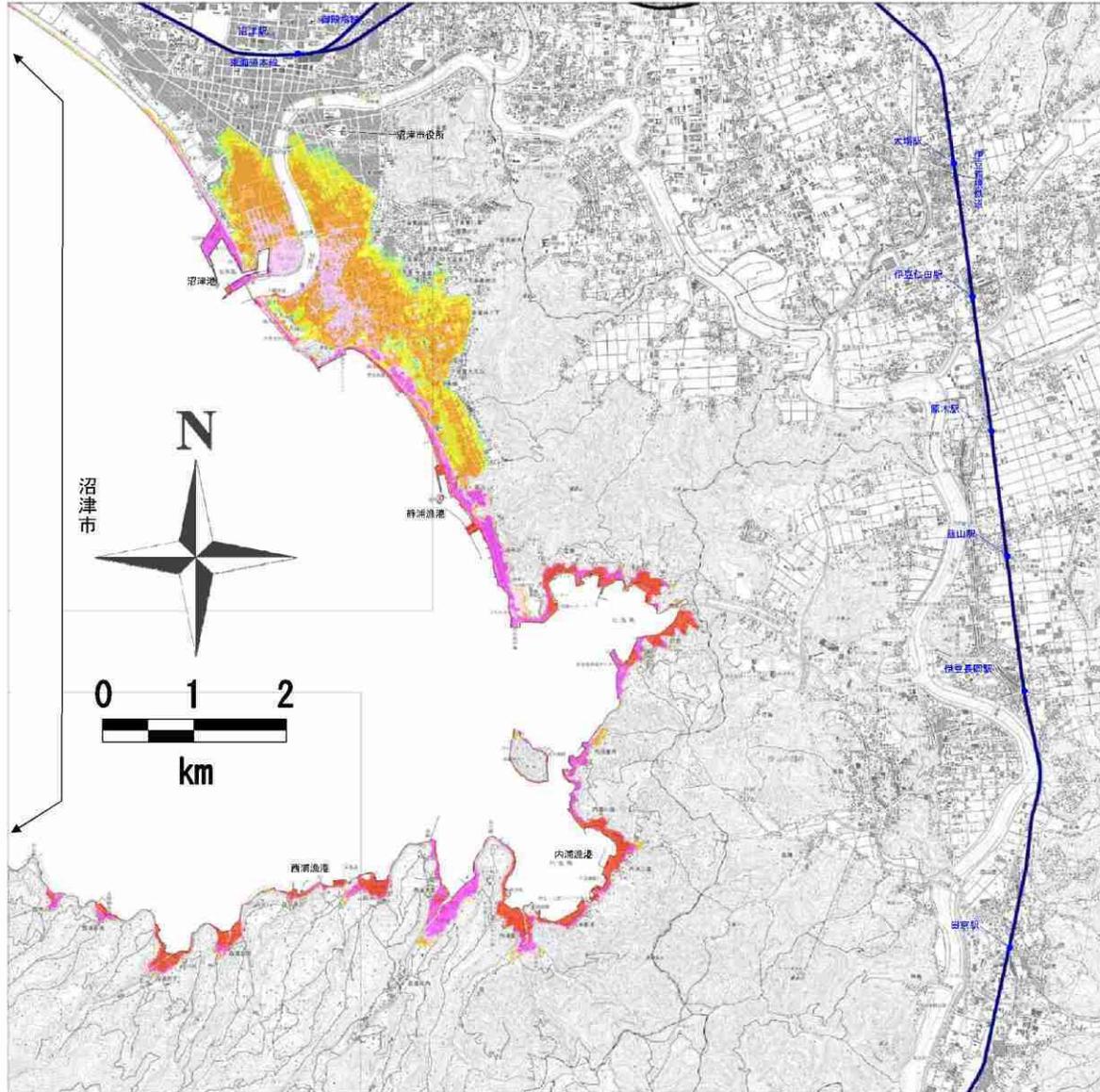
※2：下田市～熱海市
（下田市～東伊豆町は見直し）



津波浸水想定の設定②

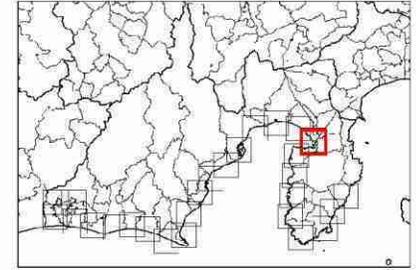
静岡県津波浸水想定図 市町別図

19 沼津市



最大浸水深(m)

20	以上
10	- 20
5	- 10
3	- 5
2	- 3
1	- 2
0.3	- 1
0.01	- 0.3



**「静岡県津波浸水想定」は、
県のホームページやGISで確認
することができます。**

確認方法はのちほど説明します。



「この地図の作成に当たっては、国土地理院長の承認を得て、同院発行の2万5千分の1地形図を使用しました。」(承認番号 平 24 情使、第 244-GISMAP31012-号)

いのちを守る津波防災地域づくりのイメージ



津波災害警戒区域(イエローゾーン) 都道府県知事が指定

- ①市町村地域防災計画への津波警戒避難体制に関する事項の記載
- ②市町村による津波ハザードマップの作成
- ③指定避難施設の指定や管理協定締結による津波避難施設の確保
- ④避難困難者利用施設等における避難確保計画の作成
- ⑤宅地建物取引業法に基づく重要事項説明

津波災害特別警戒区域(オレンジゾーン) 都道府県知事が指定

一定の要配慮者利用施設に以下の規制がかかる

- ①地震・津波に対して安全な構造
- ②居室の床面の高さが基準水位以上
- ③上記用途の建築を予定した盛土等の開発行為が安全上必要な基準を満たす

津波災害特別警戒区域のうち市町村長が条例で定めた区域(レッドゾーン) 市町村が条例で指定

住宅等の居室等の全部が津波の水深以下

住宅等の居室等の一部が津波の水深以上

②津波災害警戒区域の指定

津波防災地域づくりに関する法律

【基本理念】最大クラスの津波が発生した場合でも『なんとしても人命を守る』

ハード・ソフトの施策を総動員させる「多重防御」の発想によって津波防災地域づくりを推進

基本指針（国土交通省）平成23年12月27日

津波浸水想定

都道府県知事が、基本指針に基づき、津波浸水想定を設定し、公表する

今回指定

津波災害警戒区域
津波災害特別警戒区域

都道府県知事は、警戒避難体制を特に整備すべき土地の区域を津波災害警戒区域として、または開発行為及び建築を制限すべき土地の区域を津波災害特別警戒区域として指定することができる

推進計画

市町村は、基本指針に基づき、かつ、津波浸水想定を踏まえ、津波防災地域づくりを総合的に推進するための計画（推進計画）を作成することができる

津波防護施設

都道府県知事又は市町村長は、推進計画の区域内において、盛土構造物、閘門等の津波防護施設の新設、改良その他の管理を行う

推進計画区域内における特例

- 津波防災住宅等建設区制度の創設
- 津波避難建築物の容積率規制の緩和
- 都道府県による集団移転促進事業計画の作成

津波災害警戒区域（イエローゾーン）とは

東日本大震災の教訓（平成23年3月）を踏まえて制定された「津波防災地域づくりに関する法律（平成23年12月）」に基づき指定するものであり、津波が発生した場合、住民等の生命・身体に危害が生じるおそれがある区域で、津波災害を防止するため、「警戒避難体制を特に整備すべき区域」です。



津波災害警戒区域（イエローゾーン）の指定基準

- ◆津波浸水想定に設定したレベル2津波の浸水想定区域を基本とする。
- ◆ただし、市町が策定する津波避難計画における避難対象地域等との整合を図るため、地域の実情に留意して、安全側を見てこの浸水想定区域より広めに設定することを可能とする。

＜津波災害警戒区域（イエローゾーン）のイメージ図＞



津波浸水想定に設定したレベル2津波の浸水想定区域が基本

避難対象地域との整合を図るため、以下の事項を踏まえ、地域の実情に留意して広めに設定することも可能

○津波浸水想定区域に関する事項

- ・過去の津波被害の痕跡
- ・市町が独自に実施した津波浸水シミュレーションによる浸水想定区域
- ・レベル1津波による浸水想定区域

○地域コミュニティ等に関する事項

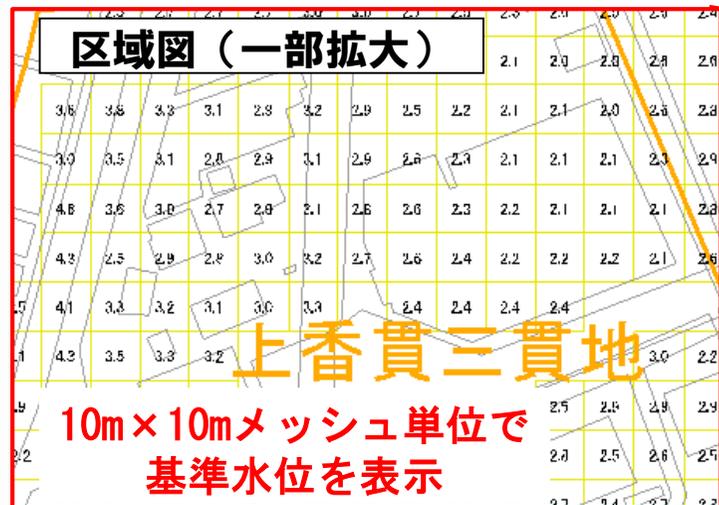
- ・町丁目界
- ・地域活動の実施単位（自主防災会、町内会等）
- ・地形地物 等

凡例	
	警戒区域（イエローゾーン）

沼津市では、「津波浸水想定に定める浸水想定区域」＝「津波災害警戒区域」とする。

津波災害警戒区域の指定（案）

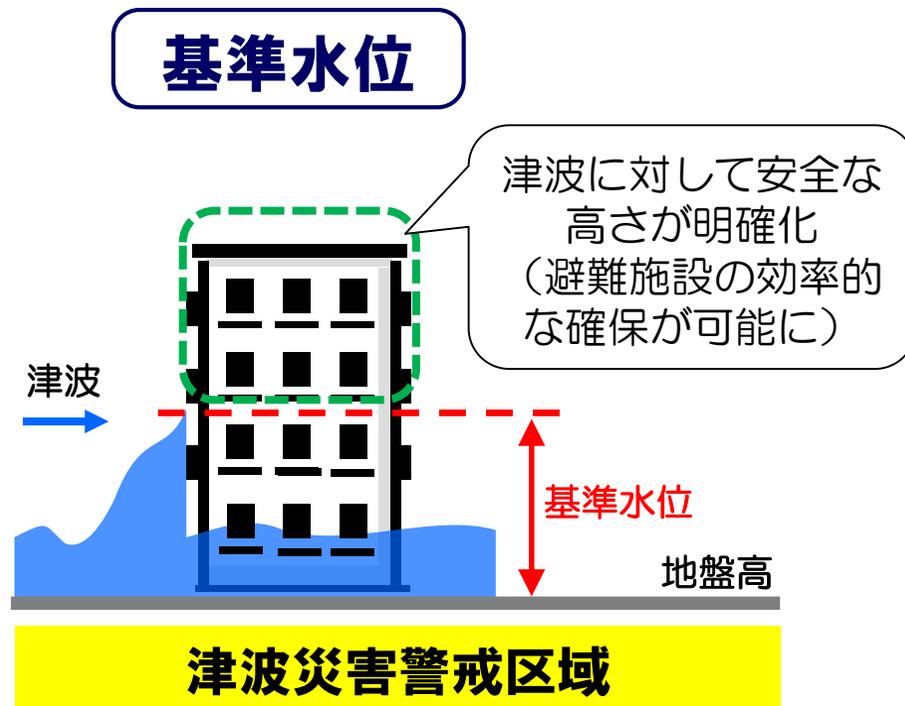
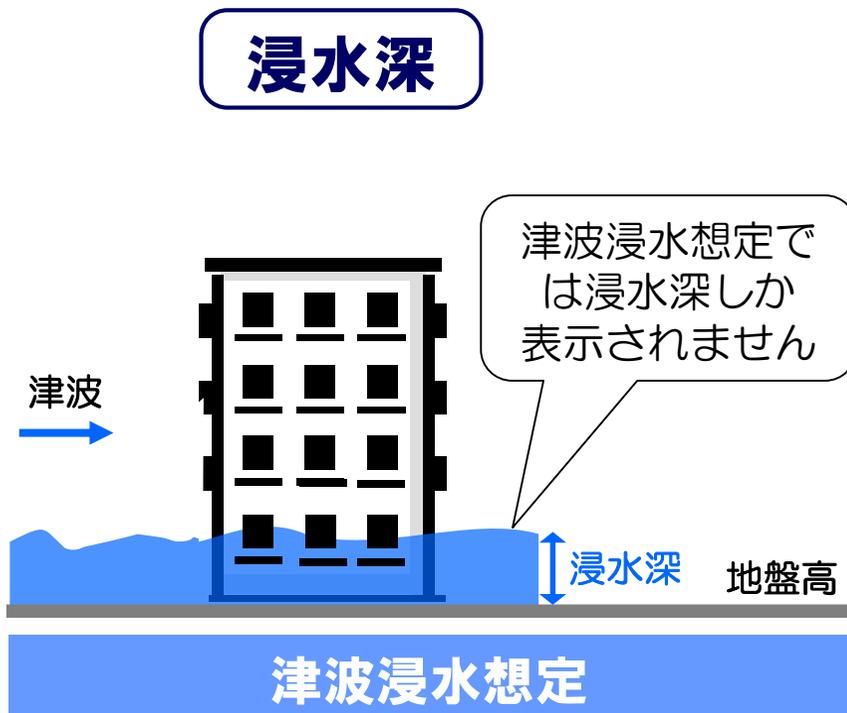
位置図



**「津波災害警戒区域の指定（案）」は、
今年12月20日～来年1月20日の約1ヶ月間
県のホームページ等で確認することができます。
確認方法はのちほど説明します。**

基準水位とは

- ◆津波浸水想定での浸水深に、津波が建物等に衝突した際のせり上がり高さを加えた水位
- ◆津波の発生時における避難並びに特定開発行為及び特定建築行為の制限の基準となるもの

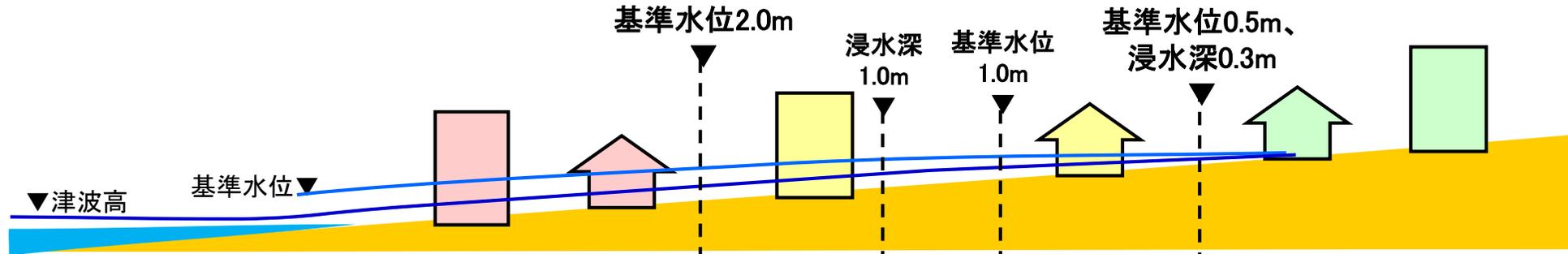


※基準水位は、津波災害警戒区域の指定に併せて公示されます。

- 津波浸水想定を設定するための津波浸水シミュレーションで、想定される津波のせき上げ高として算出
- 原則として地盤面からの高さで表示

基準水位や浸水深による影響

- ◆東日本大震災など過去の津波被害に関する調査・分析結果から津波による影響を整理
- ◆基準水位2mを超えると建物の約半数以上が全壊、浸水深30cmを超えると歩行困難で死者発生のおそれがあるなど、目安となる数値に留意した津波対策が重要



津波による影響

<p>建物倒壊・ 浸水被害の可能性</p>	<p>2mを超えると建物の約半数以上が全壊</p> <p><全壊率> 約65%以上(木造)、 約40~50%以上(S造・R造)</p>	<p>全壊する建物もあるが 半壊程度で留まる建物が多い</p> <p><全壊率> 約15%以上(木造) 約10%以上(S造・R造)</p> <p><全壊率> 約5%未満 (木・S・RC造)</p>	<p>床下浸水程度に留まり、 被災後も施設機能を 維持できる可能性が高い</p> <p>(地面から居室の床の上 面までの高さは約50cm程度)</p>
<p>屋外に出た場合の 人的被害・歩行困難性</p>	<p>浸水深1mを超えると歩行中の人のほとんどは死亡する</p>		<p>膝下が浸かりながらも 何とか歩行可能な状態 (健常者)</p>
<p>屋内に留まる際の 人的被害の可能性</p>	<p>建物倒壊による死者 発生のおそれが高い</p>	<p>屋内に進入する津波により 死者発生のおそれあり</p>	<p>床下浸水で留まれば 死者発生のおそれは低い</p>

区域指定により充実される警戒避難体制

津波災害警戒区域（イエローゾーン）の指定 **県**

市町、施設所有者・管理者、不動産業者には以下の対応が求められます

①市町地域防災計画への津波警戒避難体制に関する事項の記載 **市町**

②津波ハザードマップの作成・周知 **市町**

③指定避難施設の指定や管理協定の締結による津波避難施設の確保 **市町**

④地下街等や避難困難者利用施設における避難確保計画の作成、
津波避難訓練の実施 **施設所有者・管理者**

⑤宅地建物取引業法に基づく重要事項説明 **不動産業者**

区域指定により充実される警戒避難体制①

①市町地域防災計画への津波警戒避難体制に関する事項の記載

市町

◆市町は、市町地域防災計画に、津波による人的被害を防止するために必要な警戒避難体制に関する事項について記載しなければなりません。

津波に関する情報の収集、伝達
予報又は警報の発令、伝達



避難所・避難場所、
避難路・避難経路



●●市地域防災計画

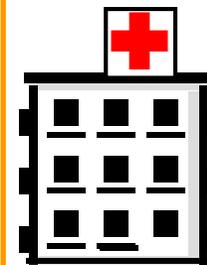
令和●●年●月

●●市防災会議

津波避難訓練の実施



社会福祉施設、
学校、医療施設
等の主として防
災上の配慮を要
する者が利用す
る施設の名称及
び所在地



区域指定により充実される警戒避難体制②

②津波ハザードマップの作成・周知 市町

◆市町は、市町地域防災計画に基づき、住民等の円滑な警戒避難を確保する上で必要な事項を記載した津波ハザードマップを作成し、周知しなければなりません。

津波に関する情報の伝達方法

避難所・避難場所、避難路・避難経路



区域指定により充実される警戒避難体制③

③指定避難施設の指定や管理協定の締結による津波避難施設の確保

市町

- ◆市町は、津波災害警戒区域内に存する施設で、基準に適合するものを指定避難施設^(※)として指定することができます。
- ◆市町は、施設所有者等との間に管理協定を締結し、当該施設の避難用部分の管理を行うことができます。



津波避難ビル

出典：国土交通省（自治体向け説明会資料）



※現在、市町が指定している津波避難ビルと、この「指定避難施設」は指定基準が異なりますが、当面の間、現在指定している津波避難ビルを使用することは可能です。

区域指定により充実される警戒避難体制④

④地下街等や避難困難者利用施設における避難確保計画の作成、津波避難訓練の実施

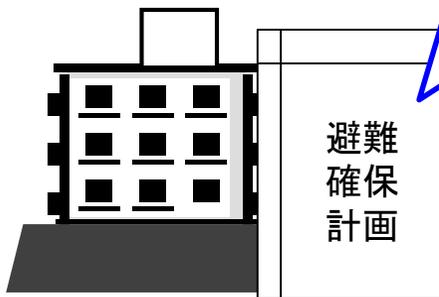
施設所有者・管理者

- ◆避難促進施設の所有者又は管理者は、避難確保計画を作成するとともに、これを市町に報告し、公表しなければなりません。
- ◆避難促進施設の所有者又は管理者は、避難確保計画の定めるところにより避難訓練を行うとともに、その結果を市町に報告しなければなりません。

- 防災体制に関する事項
- 利用者の避難の誘導に関する事項
- 避難訓練及び防災教育の実施に関する事項 など

【対象となる施設(避難促進施設)】

- ・地下街等
- ・老人福祉施設(老人介護支援センターを除く。)、有料老人ホーム、認知症対応型老人共同生活援助事業の用に供する施設、身体障害者社会参加支援施設、障害者支援施設、地域活動支援センター、福祉ホーム 等
- ・幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、高等専門学校及び専修学校(高等課程を置くものに限る。)
- ・病院、診療所及び助産所



(参考) 津波発生時における避難確保計画作成の手引きが、国土交通省のホームページに掲載されています。
(<http://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/point/tsunamibousai.html>)

区域指定により充実される警戒避難体制⑤

⑤宅地建物取引業法に基づく重要事項説明

不動産業者

◆不動産業者は、宅地・建物の取引にあたり、取引対象となる物件が津波災害警戒区域内にあるときは、その旨を取引の相手方等に重要事項として説明しなければなりません。

重要事項説明書（記載例） ⇒

○「売買・交換」、「売買・交換(区分所有建物)」の場合

7. 当該宅地建物の存する区域

土砂災害防止対策推進法	土砂災害警戒区域： <input type="checkbox"/> 外・ <input type="checkbox"/> 内(土砂災害特別警戒区域： <input type="checkbox"/> 外・ <input type="checkbox"/> 内)
宅地造成等規制法	造成宅地防災区域： <input type="checkbox"/> 外・ <input type="checkbox"/> 内 → 概要
津波防災地域づくりに関する法律	津波災害警戒区域： <input type="checkbox"/> 外・ <input type="checkbox"/> 内

(4) 都市計画法・建築基準法・土地区画整理法を除く其他法令による制限

古都保存法	都市緑地法	生産緑地法
特定空港周辺法	景観法	大都市住宅地等供給法
地方拠点都市地域整備法	被災市街地復興法	新住宅市街地開発法
新都市基盤整備法	旧市街地改造法	首都圏等整備法
近畿圏等整備法	流通業務市街地整備法	都市再開発法
沿道整備法	集落地域整備法	密集市街地防災街区整備促進法
地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律	港湾法	住宅地区改良法
公有地拡大推進法	農地法	宅地造成等規制法
都市公園法	自然公園法	首都圏近郊緑地保全法
近畿圏保全区域整備法	河川法	特定都市河川浸水被害対策法
海岸法	津波防災地域づくりに関する法律	砂防法
地すべり等防止法	急傾斜地法	土砂災害防止対策推進法
森林法	道路法	全国新幹線鉄道整備法
土地取用法	文化財保護法	航空法
国土利用計画法	廃棄物の処理及び清掃に関する法律	土壌汚染対策法
都市再生特別措置法	高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律	東日本大震災復興特別区域法

備考（制限の概要）

○賃貸「居住用」、「一般事業用」の場合

4. 法令に基づく制限の概要

①	法令名	<input type="checkbox"/> 新住宅市街地開発法 <input type="checkbox"/> 新都市基盤整備法 <input type="checkbox"/> 流通業務市街地整備法 <input type="checkbox"/> 後記「20.その他」に記載するとおりです。
	制限の内容	<input type="checkbox"/> 無 賃貸借契約を締結するについて法令に基づく制限は特に課せられていません。 <input type="checkbox"/> 有 制限内容は、概ね後記「20.その他」に記載するとおりです。
②	土砂災害防止対策推進法	土砂災害警戒区域： <input type="checkbox"/> 外・ <input type="checkbox"/> 内(土砂災害特別警戒区域 <input type="checkbox"/> 外・ <input type="checkbox"/> 内)
③	宅地造成等規制法	造成宅地防災区域： <input type="checkbox"/> 外・ <input type="checkbox"/> 内 → 概要
④	津波防災地域づくりに関する法律	津波災害警戒区域： <input type="checkbox"/> 外・ <input type="checkbox"/> 内

区域指定の意義（区域指定による状況の変化）

津波災害警戒区域の指定により

変わるもの

- ◆市町に対して法律に基づく権限（※）が付与されます。
※津波ハザードマップの作成、指定避難施設の指定、施設所有者・管理者への助言・勧告 等
- ◆避難促進施設における避難確保計画の作成により、施設利用者（高齢者、障害者、乳幼児等）の避難の促進が図られます。
- ◆宅地・建物の取引時に、津波災害警戒区域内であることの説明が受けられます。
（重要事項説明）
- ◆基準水位により避難上有効な高さが明確になり、効率的な避難施設の整備等が可能になります。

より確実に「逃げる」体制が整備され、
津波から人命を守ることが可能に！

変わらないもの

- ◆区域内における津波のリスクは変わりません。

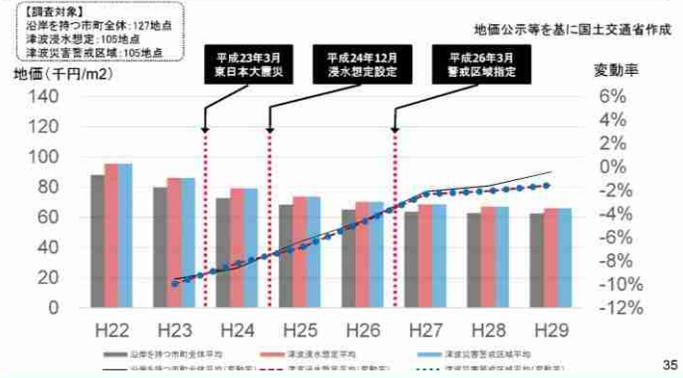
区域指定に関するQ & A ①

Q 津波災害警戒区域に指定されると地価が下がるのでは？

A 地価は景気など様々な要素により決まるため、津波災害警戒区域を指定することによる地価への影響は予測できませんが、**県内の指定済市町及び他県において、指定により地価が下がったという事例は確認されていません。**

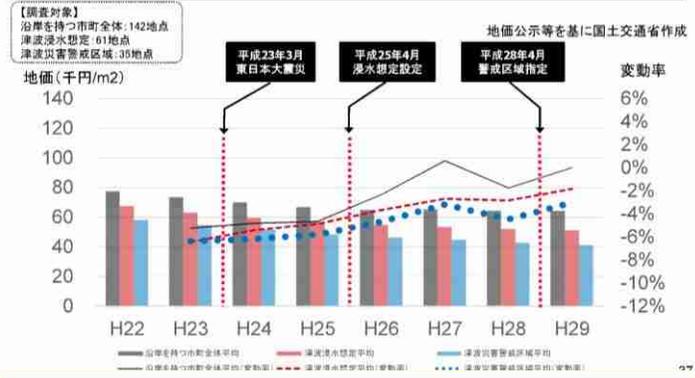
地価の変化傾向① 徳島県

- 徳島県内の沿岸を持つ市町全体における地価は、最近の数年はほぼ横ばい
- 沿岸の浸水域では、津波浸水想定の設定や津波災害警戒区域の指定の前後で、当該指定等による地価への大きな影響は見られない



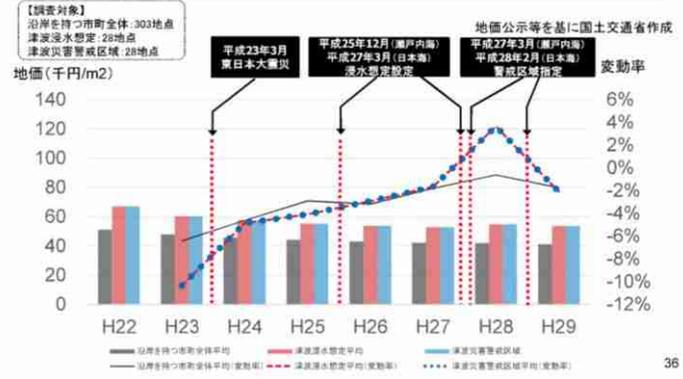
地価の変化傾向③ 和歌山県

- 和歌山県内の沿岸を持つ市町全体における地価は、最近の数年はほぼ横ばい
- 沿岸の浸水域では、津波浸水想定の設定や津波災害警戒区域の指定の前後で、当該指定等による地価への大きな影響は見られない



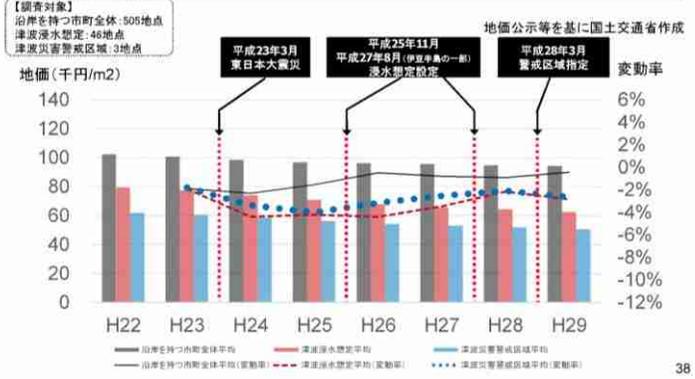
地価の変化傾向② 山口県

- 山口県内の沿岸を持つ市町全体における地価は、最近の数年はほぼ横ばい
- 沿岸の浸水域では、津波浸水想定の設定や津波災害警戒区域の指定の前後で、当該指定等による地価への大きな影響は見られない



地価の変化傾向④ 静岡県

- 静岡県内の沿岸を持つ市町村全体における地価は、最近の数年はほぼ横ばい
- 沿岸の浸水域では、津波浸水想定の設定や津波災害警戒区域の指定の前後で、当該指定等による地価への大きな影響は見られない



出典
「警戒区域等指定の事例集」
(国土交通省水管理・国土保全局河川環境課水防企画室)
令和2年4月

区域指定に関するQ & A②

Q 津波災害警戒区域に指定されると住宅等の建築は制限されるのか？

A 津波災害警戒区域に指定されたとしても、一般住宅や事業所などの建築物の建築やそれに伴う開発行為が**制限されることは一切ありません**。

Q 津波災害警戒区域に指定されなかった地域は安全ということか？

A 最大クラスの津波は、現在の科学的知見に基づき設定したのですが、これよりも大きな津波が発生する可能性はゼロではないため、**指定されなかった地域でも津波に対する注意は必要です**。

Q 津波災害警戒区域の指定は解除されるのか？

A 今後整備する津波対策施設の減災効果が津波浸水想定区域の計算に反映されるよう、国が定めた基準が変更されることが必要ですが、防潮堤等の津波対策施設が整備されたり、地震等の影響により地形が変化したことなどにより、**指定区域の基となる津波浸水想定区域が変更となった場合、指定区域の変更や解除が可能です**。

区域指定までのスケジュール

令和4年10月27日（本日）

津波災害警戒区域の指定に関する説明会

令和4年12月20日～令和5年1月20日

指定案の事前公表

（期 間） 1ヶ月間

（方 法） 電子データ：県河川企画課及び市担当課のホームページ

印刷物：県沼津土木事務所企画検査課、市担当課

（その他） 広報等で指定内容の確認方法を周知

令和5年2月

県から市への意見聴取

令和5年3月

津波災害警戒区域の指定・公表

③区域指定（案）等の確認方法

静岡県GISについて

静岡県地理情報システム <http://www.gis.pref.shizuoka.jp/> には、静岡県ホームページからアクセスすることができます。

The image shows a screenshot of the Shizuoka Prefecture homepage. A callout box with a blue border and a white background points to a link in the '電子行政サービス' (E-Government Services) section. The link is labeled 'GIS (静岡県地理情報システム)' and is highlighted with a red box. The callout box also contains the text 'GIS (静岡県地理情報システム)' and a QR code. The homepage features various navigation menus, including 'Home', 'Living Environment', 'Health and Welfare', 'Education and Culture', 'Business and Industry', 'Transportation and Planning', and 'Public Information'. There are also sections for 'Emergency Information', 'COVID-19 Related Information', and 'Response to the Shizuoka Prefecture's Response to the Central Shinkansen Improvement Project'.

①

「静岡県津波浸水想定」の確認方法①

- ①静岡県GIS ⇒②「ハザードマップ みんなのハザードマップ」⇒③「静岡県第4次地震被害想定」⇒④「津波浸水（レベル2重合せ図）」を選択 ⇒⑤調べたい箇所をクリック ⇒⑥詳細情報に「最大浸水深」等が表示

静岡県GIS

表示切替

- 旧版地形図
- 地形地質
- 安政東海地震推定津波浸水域
- 津波浸水(レベル2重合せ図)
- 震度分布(南海トラフ基本)
- 液状化(南海トラフ基本)
- 地域災害史
- 津波災害警戒区域
- 土砂災害危険箇所マップ
- 土砂災害(特別)警戒区域マップ

透過度

検索結果

ここに検索結果が表示されます

静岡県GIS

表示切替

- 旧版地形図
- 地形地質
- 安政東海地震推定津波浸水域
- 津波浸水(レベル2重合せ図)
- 震度分布(南海トラフ基本)
- 液状化(南海トラフ基本)
- 地域災害史
- 津波災害警戒区域
- 土砂災害危険箇所マップ
- 土砂災害(特別)警戒区域マップ

透過度

検索結果

ここに検索結果が表示されます

「みんなのハザードマップ」とは、静岡県GISで提供している地理空間情報の中から、様々な災害に関する情報を抽出した地図です。必要な情報を選択して重ね合わせることで、皆さんご自身で「自分のハザードマップ」を作ることができます。また、「作図」ツールで地図上にマークや線などを書き込み、「保存」ツールで完成した地図のアドレスやQRコードを出力することで、作った地図を共有することができます。

「みんなのハザードマップ」に使用されている個別の情報の内容についてのお問い合わせは、個別の情報の所管課までお問い合わせください。

「静岡県津波浸水想定」の確認方法②

①静岡県GIS ⇒②「ハザードマップ みんなのハザードマップ」⇒③「静岡県第4次地震被害想定」⇒④「津波浸水（レベル2重合せ図）」を選択 ⇒⑤調べたい箇所をクリック ⇒⑥詳細情報に「最大浸水深」等が表示

The screenshot displays the '静岡県GIS' (Shizuoka GIS) interface. On the left, a '地図切替' (Map Switch) menu is open, listing various map layers. The '第4次地震被害想定' (4th Earthquake Disaster Estimate) layer is selected, and within it, the '津波浸水(レベル2重合せ図)' (Tsunami Inundation (Level 2 Overlap Map)) layer is highlighted with a red box and a circled '4'. A red arrow points from this selection to the '地図切替' button in the top toolbar. The main map area shows a street view of a coastal area with a yellow and orange inundation overlay. On the right, a '詳細情報' (Detailed Information) panel is visible, showing a legend for '相模トラフ最大(7月-11)津波浸水' (Sagami Trough Maximum (July-Nov) Tsunami Inundation) with color-coded depth ranges: 最大浸水深20.0m以上 (purple), 最大浸水深10.0m~20.0m (orange), 最大浸水深5.0m~10.0m (red), 最大浸水深3.0m~5.0m (pink), 最大浸水深2.0m~3.0m (light pink), 最大浸水深1.0m~2.0m (yellow), 最大浸水深0.3m~1.0m (light green), and 最大浸水深0.01m~0.3m (green). The bottom right corner includes contact information for the Shizuoka Prefecture Disaster Management Department.

「静岡県津波浸水想定」の確認方法③

①静岡県GIS ⇒②「ハザードマップ みんなのハザードマップ」⇒③「静岡県第4次地震被害想定」⇒④「津波浸水（レベル2重合せ図）」を選択 ⇒⑤調べたい箇所をクリック ⇒⑥詳細情報に「最大浸水深」等が表示

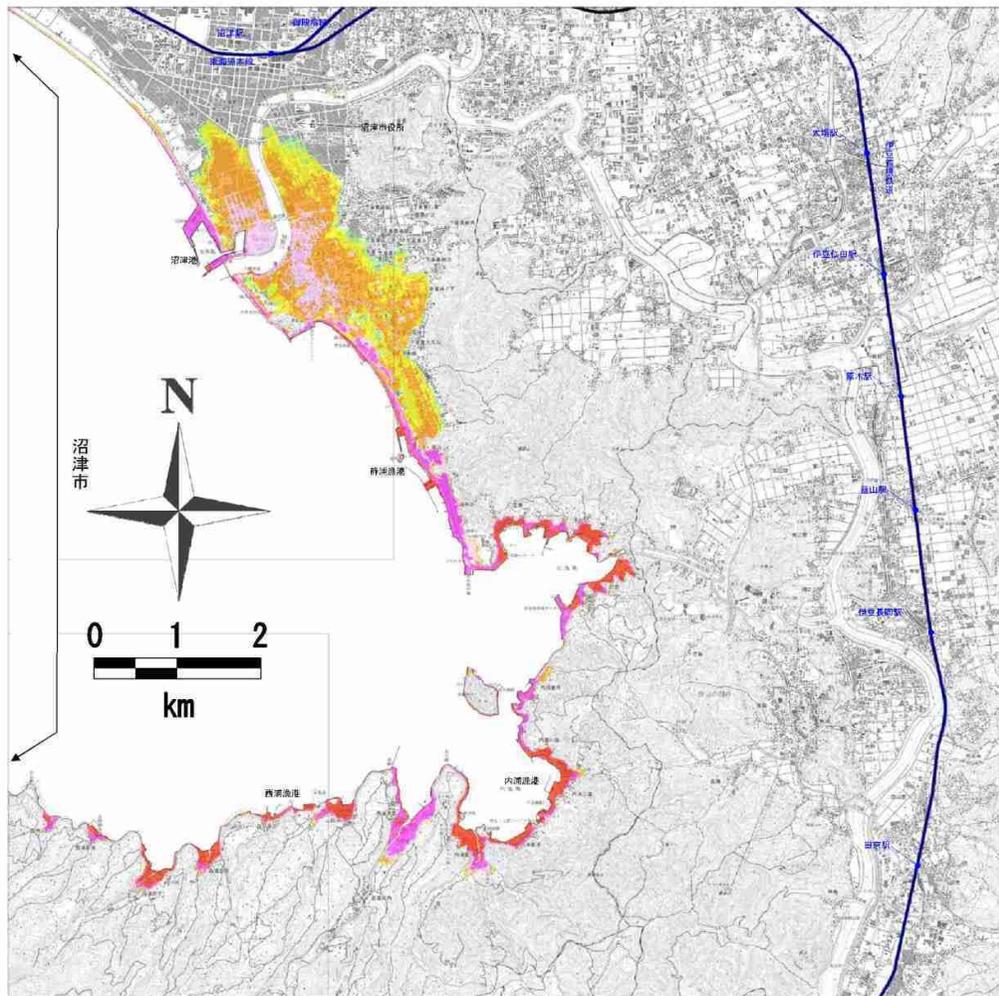


「静岡県津波浸水想定図」の確認方法

①静岡県ホームページの「組織(部署)から探す」⇒②「危機管理部」⇒③「第4次地震被害想定に関すること」⇒④「静岡県津波浸水想定」⇒⑤「静岡県津波浸水想定図」

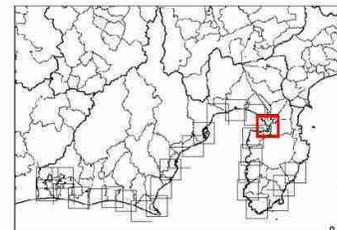
静岡県津波浸水想定図 市町別図

19 沼津市



最大浸水深(m)

20	以上
10	- 20
5	- 10
3	- 5
2	- 3
1	- 2
0.3	- 1
0.01	- 0.3



【留意事項】

- この図に関する詳細な説明については、「津波浸水想定について」をご参照ください。
- 「津波浸水想定」は、津波防災地域づくりに関する法律（平成23年法律第123号）第8条第1項に基づいて設定するもので、津波防災地域づくりを実施するための基礎となるものです。
- 「津波浸水想定」は、最大クラスの津波が悪条件下において発生したと仮定した場合に想定される浸水の区域（浸水域）と水深（浸水深）を設定するものです。
- 最大クラスの津波は、現在の科学的知見を基に、過去に実際に発生した津波や今後発生が想定される津波から設定したものです。これよりも大きな津波が発生する可能性がないというものではありません。過去の地震津波においては、本図で示した浸水域より内陸部まで津波が到達している記録が残っている場所もあり、本資料で浸水しないと言われた地域においても津波の危険性が全く無いということはありません。
- 津波浸水想定は、「何としても人命を守る」という考えの下、避難を中心とした津波防災地域づくりを進めるためのものであり、津波による災害や被害の発生範囲を示すものではないことにご注意ください。
- 本資料に示される浸水域や浸水深は、津波の第一波ではなく、第二波以降に最大となる場所があります。
- 浸水域や浸水深は、地面の凹凸や構造物の影響等により、浸水域外でも浸水が発生したり、局所的に浸水深がさらに大きくなったりする場合があります。
- 本津波浸水想定では、津波による河川内や湖沼内の水位変化を図示していませんが、津波の遡上等により、実際には水位が変化することがあります。



「この地図の作成に当たっては、国土地理院長の承認を得て、同院発行の2万5千分の1地形図を使用しました。」(承認番号 平24情使、第244-61SMAP31012号)

「津波災害警戒区域の指定（案）」の確認方法

①静岡県GIS ⇒②「ハザードマップ みんなのハザードマップ」⇒③「津波災害警戒区域（案）」を選択 ⇒④調べたい箇所をクリック ⇒⑤詳細情報に「最大浸水深」等が表示

※①，②の操作は「静岡県津波浸水想定」の確認方法と同じ。

The screenshot shows the '静岡県GIS' (Shizuoka GIS) interface. On the left, a legend is highlighted with a red box and labeled '③', showing '津波災害警戒区域' (Tsunami Hazard Area) and '津波災害特別警戒区域' (Special Tsunami Hazard Area) with checkboxes. The map in the center shows coastal areas with yellow and orange hazard zones. A red box labeled '④' highlights a specific location on the map. On the right, a '詳細情報' (Detailed Information) panel is highlighted with a red box and labeled '⑤情報表示' (Information Display), showing details for '津波災害警戒区域 - 下田市 (詳細)' (Tsunami Hazard Area - Shimada City (Detailed)), including '基準水位(m)' (Reference Water Level) of 5.7, '市町' (City/Town) of 下田市 (Shimada City), 'X座標' (X-coordinate) of 43055.0005, and 'Y座標' (Y-coordinate) of -145185.0012. A legend at the bottom right shows the color coding for the hazard areas.

(2) 県・市による津波防災地域づくりの取組について

①県取組

東日本大震災後の津波対策の考え方

平成23年3月11日に発生した東日本大震災の甚大な津波被害を受けて、内閣府中央防災会議からこれからの津波対策の考え方が平成23年9月28日に示されました。

比較的発生頻度の高い津波（レベル1津波）

津波レベル：発生頻度は比較的高く、津波高は低いものの大きな被害をもたらす津波

基本的考え方：○人命保護に加え、住民財産の保護、地域の経済活動の安定化、効率的な生産拠点の確保の観点から、海岸保全施設等を整備

- 海岸保全施設等については、引き続き、発生頻度の高い一定程度の津波高に対して整備を進めるとともに、設計対象の津波高を超えた場合でも、施設の効果が粘り強く発揮できるような構造物の技術開発を進め、整備していく。

津波対策施設の整備（ハード対策）

最大クラスの津波（レベル2津波）

津波レベル：発生頻度は極めて低いものの、発生すれば甚大な被害をもたらす津波

基本的考え方：○住民等の生命を守ることを最優先とし、住民の避難を軸に、とりうる手段を尽くした総合的な津波対策を確立

- 被害の最小化を主眼とする「減災」の考え方にに基づき、対策を講ずることが重要である。そのため、海岸保全施設等のハード対策によって津波による被害をできるだけ軽減するとともに、それを超える津波に対しては、ハザードマップの整備など、避難することを中心とするソフト対策を重視しなければならない。

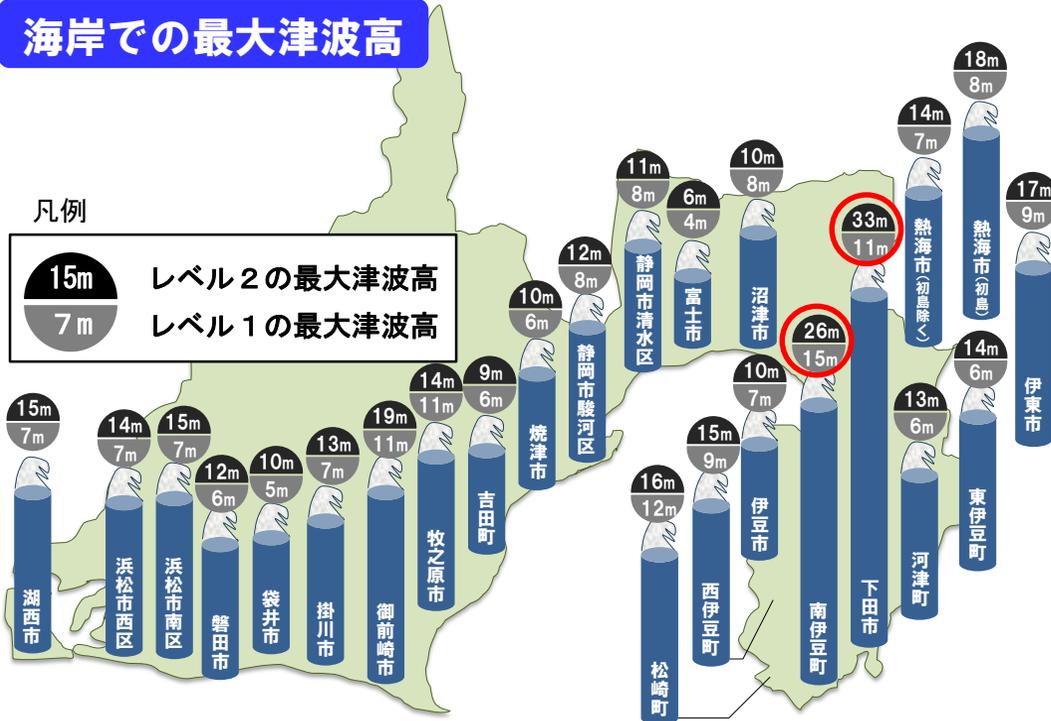
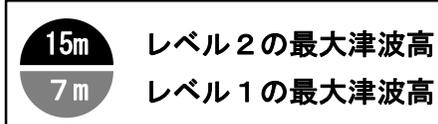
多重防御（ハード対策＋ソフト対策）

静岡県第4次地震被害想定①

津波シミュレーションの結果、レベル1津波の最大高が15m、レベル2津波の最大高が33m、レベル2津波で県土の約2%に当たる約160km²が浸水すると想定されました。

海岸での最大津波高

凡例



レベル1津波

発生頻度は比較的高く、津波高は低いものの大きな被害をもたらす津波(約100年~150年に1回程度の発生)

※東海地震、東海・東南海・南海地震、大正型関東地震 等

レベル2津波(最大クラスの津波)

発生頻度は極めて低いものの、発生すれば甚大な被害をもたらす津波(千年~数千年に1回程度の発生)

※南海トラフ巨大地震、元禄型関東地震 等

レベル2津波の最大浸水深図



静岡県第4次地震被害想定②

駿河トラフ・南海トラフ沿いのレベル2地震による死者数は約10万5千人。そのうち、津波による死者数は、約9万6千人と想定されました。

●駿河トラフ・南海トラフ沿いで発生する地震

	レベル1津波	レベル2津波（最大クラスの津波）
津波	<p>最大で<u>15m</u> 浸水域面積は<u>34.6km²</u> ※津波高：安政型東海地震、5地震総合モデル ※浸水面積：5地震総合モデル <3次想定：9.9m、37.9km²（想定東海地震）></p>	<p>最大で<u>33m</u> 浸水域面積は<u>158.0km²</u> ※津波高：南海トラフ巨大地震ケース⑧ ※浸水面積：南海トラフ巨大地震ケース①</p>
死者数	<p><u>約16,000人</u>（うち津波は約<u>9,000人</u>） ※全国で25,000人 ※東海・東南海・南海地震（冬・深夜、早期避難率低、予知なしの場合） <3次想定：5,851人（うち津波227人）（想定東海地震）></p>	<p><u>約105,000人</u>（うち津波は約<u>96,000人</u>） ※全国で約30万人 ※陸側ケース、冬・深夜、早期避難率低、予知なしの場合</p>

●相模トラフ沿いで発生する地震

	レベル1津波	レベル2津波（最大クラスの津波）
津波	<p>最大で<u>9m</u>、浸水域面積は<u>7.3km²</u> ※津波高：大正型関東地震 ※浸水面積：大正型関東地震 <3次想定：6.3m、7.3km²（神奈川県西部地震）></p>	<p>最大で<u>18m</u>、浸水域面積は<u>32.6km²</u> ※津波高：相模トラフ沿いの最大クラスの地震（ケース①） ※浸水面積：相模トラフ沿いの最大クラスの地震（ケース①）</p>
死者数	<p><u>約3,000人</u>（うち津波は約<u>2,900人</u>） ※大正型関東地震（冬・深夜、早期避難率低、予知なしの場合） <3次想定：264人（うち津波一）（神奈川県西部地震）></p>	<p><u>約6,000人</u>（うち津波は約<u>5,700人</u>） ※元禄型関東地震（冬・深夜、早期避難率低、予知なしの場合）</p>

静岡県地震・津波対策アクションプログラム2013

人命を守ることを最重視し、地震・津波対策をハード・ソフトの両面から可能な限り組み合わせ合わせて充実・強化することにより、想定される被害をできる限り軽減すること、「減災」を目指します。【基本理念】

《基本理念》

《基本目標》

《施策分野》



【減災目標】
 想定される犠牲者を令和4年度までの今後10年間で、8割減少させることを目指す。



計画期間 2022年度までの10年間
 全体事業費 約3,000億円

【津波による想定死者数】

トラフ名	第4次地震被害想定		第3次地震被害想定
	レベル1津波	レベル2津波	
駿河・南海	9,000人	96,000人	227人
相模	2,900人	5,700人	—

レベル1：東海地震、東海・東南海地震、東海・東南海・南海地震宝永型地震、安政東海型地震、5地震総合モデル及び、大正関東地震
 レベル2：南海トラフ巨大地震及び、元禄関東地震、相模トラフ沿いの最大クラスの地震

【対策の柱】

対策区分	取組内容
津波を防ぐ	防潮堤等津波防御施設の整備を進め、津波浸水域や浸水深の減少、避難時間の確保を目指します。*
津波から逃げる	津波浸水域にいる全員が、迅速に適切な避難行動を取ることを目指す
津波に備える	津波避難場所の空白地域を、解消することを目指す。

* 防潮堤等津波防御施設の整備については、計画期間の10年間で、レベル1の津波に対して必要な施設整備の5割程度の完了を目指します。

3の基本目標 → 11の施策分野 → 189のアクション (H25.6月時点は1517アクション)

津波対策「静岡方式」の推進①

津波を防ぐ防潮堤整備等のハード対策と警戒避難体制の整備等のソフト対策を、地域の特性を踏まえ、住民の意見も取り入れつつ、最適に組み合わせた津波対策を「静岡方式」と称し、市町との協働により県下全域で展開しています。

＜静岡県の津波対策「静岡方式」のイメージ＞

静岡県の津波対策「静岡方式」

◎対策の内容は各市町によって異なるので、「浜松市型」、「磐田市型」、「袋井市型」、「掛川市型」・・・となる。

海岸・河川管理者による施設整備

- ・レベル1の津波を防ぐ施設の整備
- ・レベル2の津波の被害を軽減する「粘り強い構造」への改良

事前の高台移転

静岡モデル防潮堤の整備

- ・既存の防災林などの嵩上げにより、浸水深の減少や避難時間の確保を図り、レベル2の津波による被害を軽減する施設「静岡モデル防潮堤」の整備

警戒避難体制の整備

- ・津波避難施設（タワー、命山等）の整備
- ・避難路等の整備
- ・津波災害警戒区域等の指定
- ・情報連絡体制の整備

＜「静岡方式」のイメージ図＞



レベル1津波を防ぐ防潮堤の整備



静岡モデル防潮堤の整備



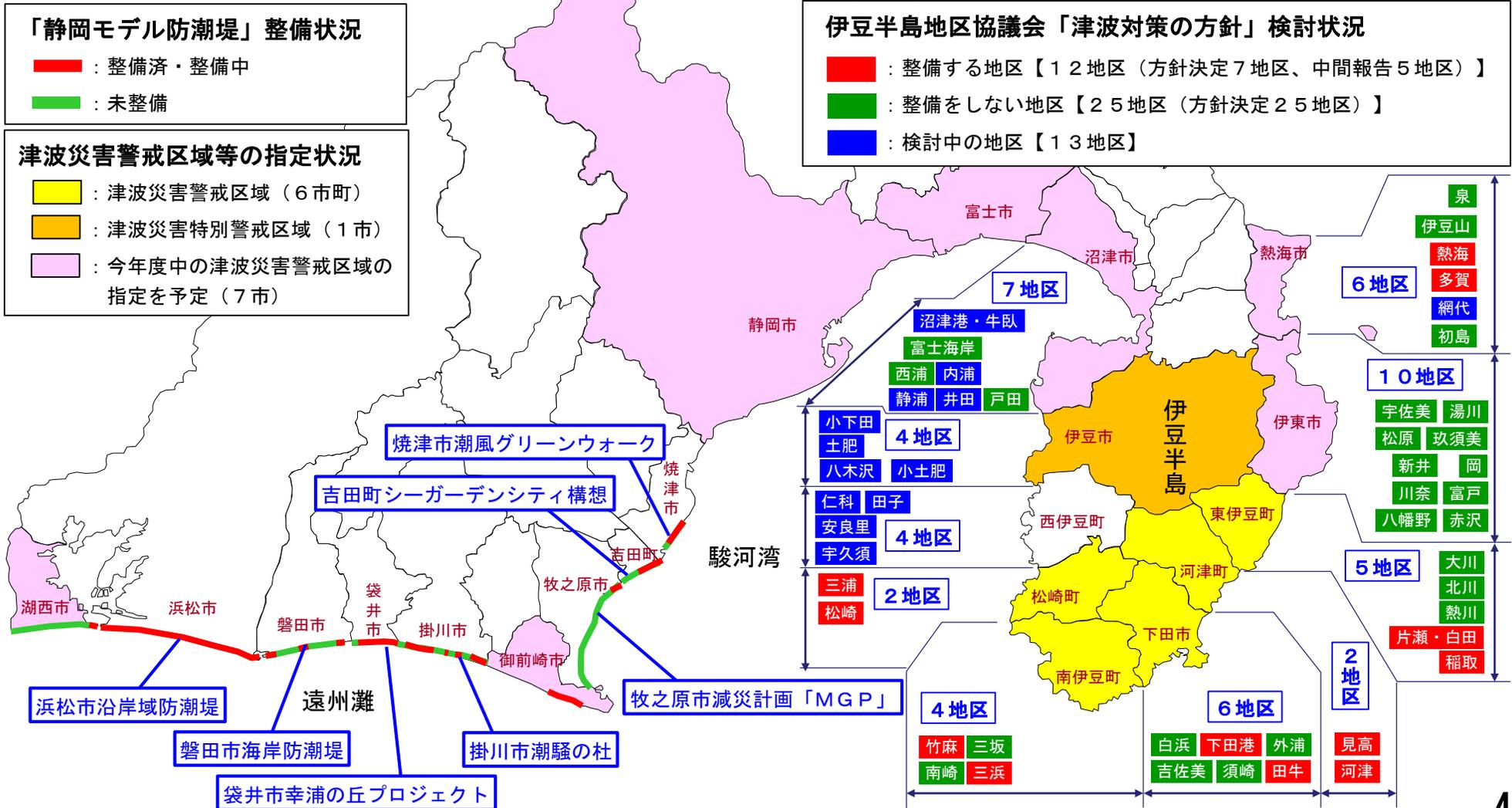
津波避難タワーの整備



津波避難施設（命山）の整備

津波対策「静岡方式」の推進②

県西部の遠州灘沿岸や駿河湾沿岸の一部では、レベル1津波を超える施設の「静岡モデル防潮堤」の整備が進み、伊豆半島沿岸では、50の地区協議会を設置し、地域との合意に基づく「津波対策の方針」を定めた上で対策を進めています。



沼津牛臥海岸高潮対策事業

地震に伴う津波による被害から背後地を防護するため海岸堤防の液状化対策及び嵩上げを実施することにより安全・安心な県土づくりを推進

【位置図】



【事業実施箇所図】



凡例

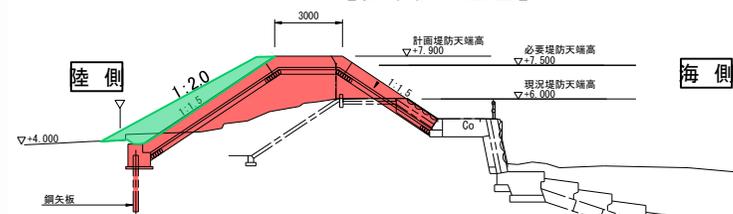
- : 2022年度以前
- : 2023年度実施
- : 次年度以降実施



沼津牛臥海岸
施設延長 L=1,323m



【標準横断面図】



津波防災地域づくりに 関する法律

国土交通省ホームページで

津波防災地域づくり法

検索

<https://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/point/tsunamibousai.html>



静岡県の津波浸水想定

静岡県ホームページで

津波浸水想定

検索

<http://www.pref.shizuoka.jp/bousai/4higaisoutei/tiikidukurihou.html>



静岡県の地震・津波対策

静岡県ホームページで

地震・津波対策

検索

<http://www.pref.shizuoka.jp/kensetsu/ke-320/measures/jishintsunami.html>



●お問い合わせ先

静岡県 交通基盤部 河川砂防局 河川企画課

〒420-8601 静岡市葵区追手町9番6号

TEL : 054-221-2458 FAX : 054-221-3380

<https://www.pref.shizuoka.jp/kensetsu/ke-320/index.html>



沼津市 危機管理課

〒410-8601 静岡県沼津市御幸町16-1

TEL : 055-934-4758 FAX : 055-934-0027

<https://www.city.numazu.shizuoka.jp/shisei/office/ichiran/jimuhoka/kikikanri.htm>



②沼津市の取組

沼津市における津波対策①

津波避難路の整備（R4.4.1現在 193路線）

◆津波が発生した場合にすぐに安全な場所に避難できるように、避難路に手すりや階段を整備したり、照明灯の設置をしています。

◆案内標識は観光客や外国人の方も安全でわかりやすく避難できるように、ピクトグラムや多言語で表示しています。

津波避難路



案内標識

津波避難路

Tsunami
Evacuation Route
海啸避难路
쓰나미 피난 도로



照明灯



沼津市における津波対策②

津波避難タワー（4基）・築山（1基）の整備

◆津波から安全に避難できるように、津波浸水区域内に津波避難タワーや築山を整備しています。

避難タワー



築山



沼津市における津波対策③

津波避難ビルの指定（R4.4.1現在 226施設）

◆津波から安全に避難できるように、津波浸水区域内などに津波避難ビルを指定しています。



津波避難ビル
Tsunami Evacuation Building
海啸避难大楼
쓰나미 피난 빌딩

沼津市

沼津市における津波対策④

沼津市津波ハザードマップの作成

◆浸水想定区域や津波避難ビル・タワー、海拔に関する情報等が記載されているマップを作成・配布し、市HPでの閲覧が可能となっています。

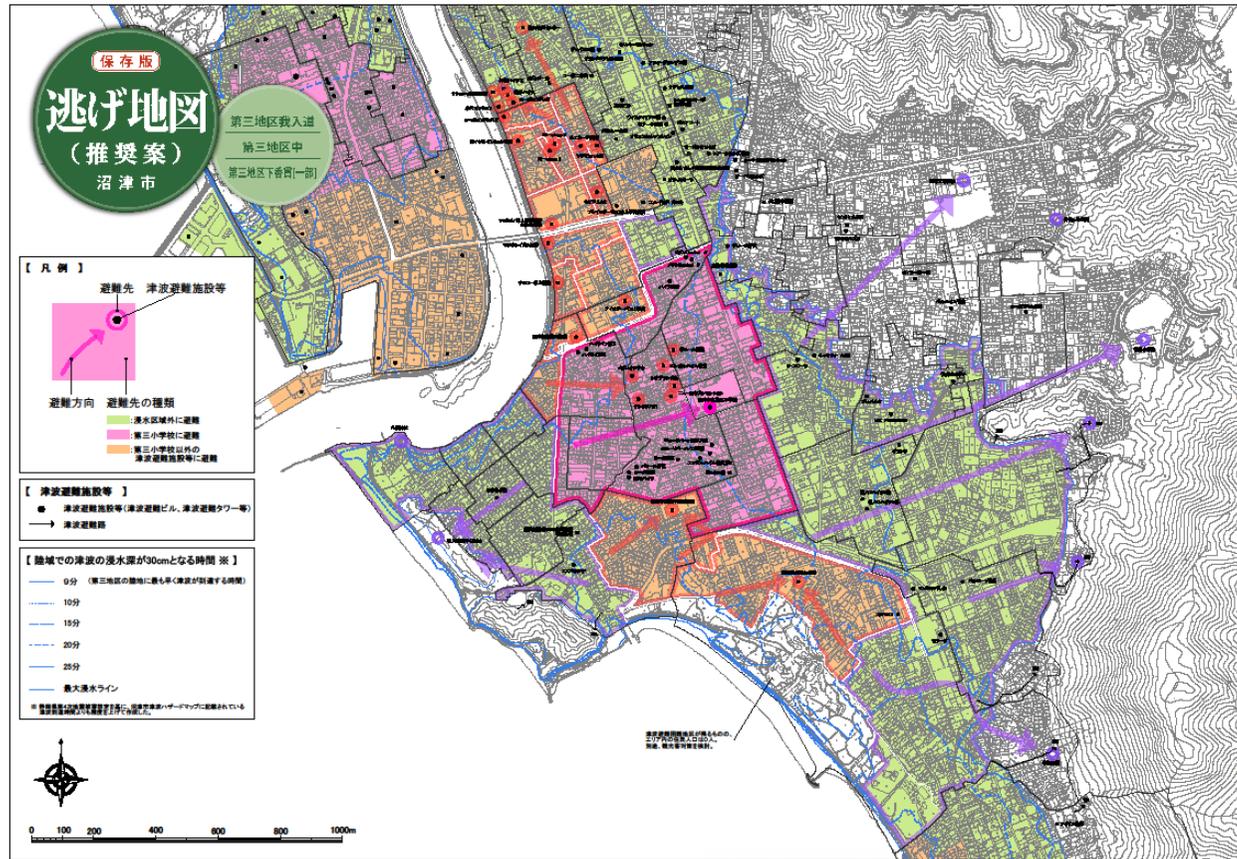


沼津市 津波ハザードマップ 🔍

沼津市における津波対策⑤

逃げ地図 (推奨案) の作成

◆津波避難計画を図式化し、避難先を決め切らない「推奨案」として、助かりやすい逃げ方を提示したものを作成・配布し、市HPでの閲覧が可能となっています。



沼津市 逃げ地図

